

## 佐井村漁師縁組事業 新規漁業就業者募集要項

### ■ 目的

全国的にも漁業を取り巻く情勢は大変厳しく、漁業就業者は年々減少を続けており、漁業後継者対策は喫緊の課題となっています。本村においても例外でなく、村の基幹産業である漁業は、漁業従事者の平均年齢が60歳を超え、一部の集落を除いては、漁業後継者がおらず、十数年先の産業としての存続が危惧される状況にあります。

そこで佐井村では、漁業を今後も村の基幹産業として残していくため、漁業の担い手を外部に求め、就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による短期・長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成することを目的として、佐井村漁師縁組事業を展開します。

### ■ 業務内容

佐井村における将来の漁業の担い手として、主に次の業務に従事していただきます。

- ① 基礎研修：漁業の基礎知識習得のため漁業後継者育成研修「賓陽塾」への入校  
(3ヶ月程度)  
※ただし、漁業経験者は入校を必要としない場合も有ります。  
長期実践研修を始める前に、地域の漁業の概要や船上作業の内容、注意点など漁業のいろはを学ぶ
- ② 長期研修：漁師になるための技能・技術を漁業現場で漁業指導者の下で学ぶ  
(最長3年程度)  
【コース】小型定置網業、一本釣り、採貝・採藻、養殖業など
- ③ 就業定着：長期研修(最低2年以上)終了後、佐井村において佐井村漁業協同組合の正組合員若しくは准組合員としての資格を取得し、新たに独立して漁業経営を開始する

### ■ 募集対象

佐井村に定住し、漁業を営む意思があり、以下の全ての条件を満たす方を採用の条件とします。

- ① 年齢が18歳以上で概ね30歳までの方(性別は問いません)
- ② 申し込み時点で佐井村外に在住し、採用後は佐井村に住民登録を移し、居住できる方
- ③ 漁業に精通もしくは興味があり、村内で漁業就業を目指す意欲のある方
- ④ 佐井村の活性化に興味があり、地域住民と共に積極的に活動ができる方
- ⑤ 心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑥ 普通自動車免許を有している方

■ 募集人員

複数名

■ 勤務地

青森県佐井村

■ 勤務時間

作業内容による

※就業時間帯は、活動内容（漁の操業）によって変動するため、夜間・早朝の勤務が必要な時期もあります。

■ 雇用形態・期間

- ① 佐井村地域おこし協力隊員として佐井村長が委嘱。
- ② 地域おこし協力隊員は活動の対価として、報償費の支払いを受けるものとし、佐井村との雇用関係は無し。
- ③ 隊員の任期は、任期開始日より1年以内とし、それ以降は、双方の協議により1年を単位として最長5年まで延長することができるものとする。ただし、最初の6ヶ月間は試用期間とし、事情によっては、委嘱を解除する場合も有り。

■ 賃金など

- ① 収入の見込めない研修期間中の生活費等の支援

新規就業者に活動奨励金として、月額166,000円の報償費を3年間支給する。

－年間支給額－

| 就業年数  | 1年目     | 2年目     | 3年目     |
|-------|---------|---------|---------|
| 年間給付額 | 1,992千円 | 1,992千円 | 1,992千円 |

- ② 初期投資軽減のため、新規就業者が漁船や漁具等の取得に対する支援
- ③ 新規就業者の離職防止のため漁業技術向上や漁業種類の転換・多角化に必要な技術取得への支援
- ④ 就業・定着に関する支援

長期漁業研修（最低2年以上）終了後、最長2年間にわたって就業・定着支援給付金を受給できる場合がある。

－年間支給額－

| 就業年数  | 4（3）年目  | 5（4）年目  |
|-------|---------|---------|
| 年間給付額 | 1,680千円 | 1,500千円 |

## ■ 待遇・福利厚生

- ① 村との雇用契約が無いため、社会保険等には加入しない（国民健康保険料、国民年金保険料は各自が負担）。
- ② 住居については、漁業指導者宅に住み込む場合は無料、公営住宅（村営住宅又は教員住宅）や空き家などを村が希望により斡旋しますが、家賃については村から助成金（月額上限 30,000 円）が支給されます。  
※水道光熱費等生活に必要な費用や居住する上で必要な家財道具は自己負担となります。
- ③ 佐井村への転居に伴う費用（交通費、引越費など）の一部を助成（上限額 100,000 円）します。

## ■ 応募方法

佐井村指定の「佐井村漁師縁組事業 新規就業申込書」に必要な事項を記入し、写真並びに戸籍謄本（一通）を添付のうえ、村総合戦略課まで送付ください。なお、職務の経歴については、なるべく詳細に記入してください。申込書に書ききれない場合は、別紙（様式任意）にて作成し、申込書に添付してください。

## ■ 審査方法

- ・書類審査による一次試験を行います。（その都度）
  - ・面接による二次審査とします。（その都度）
- ※面接に係る交通費等の諸経費は、個人負担とします。

## ■ 募集期間

令和3年11月10日（水）から当面の間まで（必着）

## ■ お問い合わせ

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

佐井村総合戦略課 企画政策係（担当：館脇（タテキ））

電話 0175-38-2111(22) FAX 0175-38-2492

メール [miki-t@vill.sai.lg.jp](mailto:miki-t@vill.sai.lg.jp)

## ■ 関係書類資料

- ① 佐井村漁師縁組事業新規就業申込書 …… 別紙-1
- ② 佐井村漁師縁組事業の概要 …… 別紙-2

以 上